

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>契約書第7条（委託業務精算報告書の提出）、第9条（委託費の額の確定）、第10条（委託費の支払い）第1項への準備にあたり、委託業務経費の算出方法（及び事後精算）について、以下のいずれかについても適用可能でしょうか？</p> <p>①積算基準で示される「設計業務費」の考え方を適用            人件費単価は、環境省積算基準・仕様書等で適用            (<a href="https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html">https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html</a>) されている「設計業務委託等技術者単価（国土交通省）」の設計業務人件費を、就業規則に定める日当たり稼働時間で割り戻した時間単価×稼働時間を費用とし、及び設計業務費の間接費率（その他経費 <math>\alpha=35\%</math>、一般管理費 <math>\beta=35\%</math>）を適用する。            業務費=人件費+（人件費×0.5385）+ {人件費+直接経費+（人件費×0.5385）} ×0.5385 ※ 万円改め</p> <p>②積算基準をもとに、「役務提供」としての考え方を適用            人件費単価は、環境省積算基準・仕様書等で適用されている「設計業務委託等技術者単価（国土交通省）」の設計業務人件費を、就業規則に定める日当たり稼働時間で割り戻した時間単価×稼働時間を人件費とし、及び役務として関連する間接費（一般管理費 <math>\beta=35\%</math>）を適用する。            業務費=人件費+直接経費+ {（人件費+直接経費）×0.5385} ※ 万円改め</p> <p>③前年度の給与支払い実績、及び直接比-間接費比率を適用            配置技術者ごとに前年度の給与支払い実績の稼働時間数で割った人件費単価として直接費に採用し、間接費は、直近10年の直接費間接費比率（例 50~60%）を採用する。            業務費=（人件費単価×稼働時間数）+直接経費+（人件費単価×直接費間接費比率） ※ 万円改め</p> <p>④過去実績を適用            過去に中央官庁からの委託業務で利用した実績のある人件費単価及び間接費または間接費率を適用する。 ※ 万円改め</p> <p>⑥積算基準で示される「設計業務費」の人件費について考え方を適用し、</p>	<p>業務費の積算方法について、「設計業務等標準積算基準書」p14に記載されている「設計業務等積算基準」を指しているものと存じますが、こちらは「自然公園等事業に係る自然環境共生工事等の設計業務等」に適用する基準になります。</p> <p>本業務は「役務の提供」に分類され、上記「公共工事」には該当しないことから、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」p1より記載しております人件費の算出方法に従って算出をお願いいたします。</p> <p>具体的には、「人件費 = 日額単価 × 直接作業日数」で算出いただき、日額単価については、受託者が、委託契約において使用する統一的人件費単価の規程等を定めている場合には、同単価規程等における単価を使用することが可能であり、規程等を定めていない場合等には、当該基本方針に示す計算方法による実績単価を使用いただくこととなります。詳細な算出方法や留意事項についても当該基本方針に記載しておりますので、経費算出に当たってご一読いただけますと幸いです。</p>
2	<p>委託契約書案の第7条に記載のある環境省委託契約事務取扱要領に基づく委託業務精算報告書の作成につきまして、人件費や経費の計上方法、単価の設定や精算報告書に必要な証票書類について、お教えください。また、その他原価（その他の直接経費や間接原価）や一般管理費は、その率の設定など、計上方法をお教えください。環境省委託契約事務取扱要領からは見つけることができませんでした。</p>	<p>経費の計上方法については、入札公告7、その他（6）に記載させていただいている通り、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」(<a href="https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf">https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf</a>)をご参照いただけますと幸いです。</p>
3	<p>業務開始日はいつ頃を想定されてますでしょうか？</p>	<p>契約締結日（落札者決定日と同日を想定）より業務を開始いただくことが可能です。実際に業務を開始いただくにあたっては、落札後、環境省担当官と調整の上、調整いただくことを想定しております。</p>
4	<p>共同提案体による提案は問題ないか？また、共同提案体の場合、協定書の提出は任意様式による提出で問題ないか？</p>	<p>共同提案体による提案につきましては問題ございません。なお、共同提案体での実施を予定している場合は、提案書「4.1 執行体制、役割分担等」において、共同実施体制を記載いただいた上で、開札後落札者が決定した際に環境省より提供させていただく、「共同事業実施協定書」を作成の上、支出負担行為担当官環境省環境再生・資源循環局長まで提出いただけますと幸いです。</p>